

台風等の自然災害に伴う保育施設の臨時休園措置について

羽曳野市こどもえがお部
羽曳野市民間保育・こども園連盟

大阪府羽曳野市に、台風近接に伴う暴風警報または特別警報が発令された場合、下記のとおり保育施設の臨時休園措置を行います。

1. 開園の30分前現在で警報が発令されている場合

保育施設は休園となります。

午前10時までに警報が解除された場合は、正午から保育を開始します。

ただし、給食はありません。

2. 午前10時時点で警報が発令されている場合

保育施設は終日休園となります。

3. 開園の30分前以降に警報が発令された場合

警報発令時から休園の措置を行いますので、既に登園している児童については、至急お迎えをお願いします。

午前10時までに警報が発令された場合は、給食の提供はありません。

※警報が発令されていない場合でも、天候の状況により危険が予想される時や緊急事態には、施設長の判断により保育施設から保護者に連絡することがあります。

※「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表される警報であり、例えば「東日本大震災」における大津波や、「伊勢湾台風」の高潮、「平成23年度台風12号」の豪雨等に匹敵する災害が予想される場合等に発表の対象となります。